

倶楽部たより

2020 年 1 月

つるま法律倶楽部

花竹秀



書
絵

長束 美秀さん

武藤 健吾さん

「花竹秀」 かちくひいづ

春の訪れとともに花は咲き誇り
竹もすくすくと伸びてゆく様子

新年、明けましておめでとうございます。

昨年も様々なことがありました。

私事ではありますが、M-1 グランプリという漫才の大会に出場して2回戦へ進出し、弁護士会の会報や毎日新聞でも取り上げて頂きました。弁護士であっても漫才をするというのは、表現の自由における自己実現の価値を体感する瞬間です。名古屋では、表現の不自由展という、過去に様々な理由で公表できなくなった表現物を集めた展覧会が開催されましたが、脅迫による一時中止や、補助金不交付など混乱が続きました。表現の自由が侵害されると国民の声が政治に反映できず、民主主義が機能しなくなります。表現の自由における自己統治の価値を再確認する出来事でした。

また芸能界では、某お笑い芸人らが反社会的勢力主催の催しで闇営業をしたことが発覚し、同人らが会見で説明・謝罪して活動自粛しました。これに対し政治界では、桜を見る会で首相らの公職選挙法違反の疑いや、同会に反社会的勢力を招いていたことが発覚しましたが、首相らから未だ十分な説明はありません。「反社会的勢力」という言葉も定義できないという閣議決定さえされました。法治国家としてあるまじき事態です。日本は民主主義が機能する法治国家ではなくなってしまったのでしょうか。

2020年は、笑いが溢れ、皆が幸せを実感できるようになってほしいと願います。

弁護士 安井 一大

最近の事件・本から

弁護士 石塚 徹

1 最近の事件から — 解雇事件

ある会社で働いていた従業員Aが、別の従業員Bに暴行傷害を加えたとして、懲戒解雇され、さらにBから刑事告訴された。Aによれば、「会社内の業務に関するトラブルが原因だが、Bの胸をつかんだ程度で傷害など加えていない。」という。

相談を受けた私は、すぐ解雇無効を主張する裁判を起こした。会社の方から、当日の防犯カメラの録画が証拠として提出されたが、そこには、Aの暴行や傷害を示す映像はなかった。その結果、すぐに和解となり、会社はAに解雇を撤回し(ただしAは自主退職)、解決金を支払った。

刑事事件も、検事と交渉した結果、傷害ではなく、胸をつかんだ点の暴行ということで処理された。

この事件は、もともとAを疎ましく思っていた社長が、Bを使ってAを解雇することを狙っていたもののようである。

Aは、このような社長の下で働きたくないと退職し、今、再就職の努力をしている。



なぜなら、安倍寛は、戦前からの衆議院議員だが、東条英機を批判し大政翼賛会に属さずして当選した希有の反戦政治家であり、安倍晋太郎もリベラル派で平和憲法を擁護する政治家であって、安倍晋三の政治思想とはかけ離れているからである。安倍晋三は、この二人の影響からは離れている。現に、この二人のことをあまり語らない。それよりも、「私の祖父は岸信介である。」とは昔から口にしている。

安倍晋三は、小さい頃から岸信介に非常にかわいがられて育った。生まれた時には安倍寛はすでに死亡していて、安倍晋太郎は忙しくて晋三と遊べる状況ではなかった。そして、晋三は、小中高大学と一貫校の成蹊学園で過ごし、成績・スポーツなど目立つことなく、級友たちの記憶にも「おとなしいお坊ちゃん」という程度しか残らなかった学生時代を過ごした。大学の恩師は、ほとんど目立たなかった晋三の今を、「無知」で「無恥」の二重のムチだと嘆き、親しい仲間とだけしか結ばない結果の現在の政治手法を批判している。

このような人物が、今、日本のありようを根本から掘り崩そうとしていることにしっかりと向き合うため、本書が広く読まれることを切望する。

2 最近読んだ本から

— 「安倍三代」(朝日文庫) 青木理著

現総理大臣・安倍晋三の三代にわたる評伝である。三代といっても、かの母方の祖父にあたる岸信介は扱っていない。父方の祖父・安倍寛^{かん}と父親・安倍晋太郎、そして安倍晋三について、丹念に取材した本である。

ご存じのとおり、安倍晋三は憲法9条を改定して自衛隊を明記することに意欲を燃やし、自衛隊が米軍と一緒に海外で戦争ができる一連の法律(安保法制というが戦争法といえる)を2015年9月19日に強行成立させた首相だが、そのルーツは、岸信介への敬慕と政治家になってからの後天的な環境にあるようだ、と筆者はいう。

約40年ぶりに改正された相続法！相続の何が変わる？③

弁護士 廣田 真紀

改正相続法の原則的施行日である2019年7月1日が過ぎ、相続法は約40年ぶりに大きく変わりました。家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割事件は年々増加傾向にあります。無用な相続争いを避けるため、改正点を理解し、今のうちから来たるべき相続に備えましょう。第3回目の改正相続法ポイント解説です。

☆預貯金の払戻し制度の創設

亡くなった人(被相続人)が有していた預貯金は、遺産分割の対象財産に含まれます。そのため改正前の相続法下では、相続人間で遺産分割が終了するまでの間、相続人のひとりが単独で預貯金の払戻しを行うことができませんでした。葬儀費用の支払や相続債務の返済など、早急に資金が必要な場合でも、遺産分割終了前は被相続人の遺産である預貯金に手を付けることができない、という状況にあったのです。

このような不都合を解消するため、改正によって預貯金の払戻し制度が創設されました。相続人は、家庭裁判所の判断を経ずに一定額を払戻すことができるようになりました。

払戻可能金額は、下記の計算式によります。

$$\begin{aligned} & (\text{相続開始時の預貯金総額}) \times 1/3 \\ & \times (\text{払戻しを行う相続人の法定相続分}) \end{aligned}$$

※ただし、1つの金融機関から払戻しが受けられる上限額は150万円までです。

払戻可能金額以上の資金が必要な場合は、仮分割の仮処分という手続を経る必要がありますが、その要件も改正により緩和されました。払戻しの必要性が認められる場合は、他の相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で払戻すことができます。

☆特別の寄与制度の創設

改正前の相続法下では、相続人以外の者は、被相続人の生前に介護などを行って尽くしていたとしても相続財産を取得することができませんでした。例えば、長男の妻が長男の母(妻からすると義母)の介護に尽くしても、妻は相続人ではないため、義母の遺産を相続することはできませんでした。しかし、これでは他の相続人との間で不公平です。

そこで改正により、特別の寄与(被相続人の財産の維持又は増加に対する貢献)の制度が創設され、特別の寄与をした者は、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになりました。ただし、請求をすることができるのは、被相続人の親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)に限られます。友人・知人では、特別の寄与があっても金銭の請求をすることはできません。

寄与分の存否、範囲に争いがある場合は、家庭裁判所に対して申立てを行い、寄与の金額を定めてもらうことができます。この申立ては、相続の開始及び相続人を知ったときから6か月、又は相続開始の時から1年以内にしなければなりません。

配偶者に代わって義親の面倒を見た方や、多大の援助をした親族には有利な改正といえるでしょう。



最近の相談と事件から

弁護士 小島 高志

【自動車事故と無呼吸症候群】

昨年、教諭A先生が普通乗用車で赤信号で交差点に入り、折から進行してきた軽乗用車と衝突して軽乗用車の運転者に重体となる傷害を与えたとして逮捕されました。

A先生は信号を無視した憶えがありません。どうしても腑に落ちないA先生が精密検査を受けたところ、閉塞性睡眠時無呼吸症候群と診断されました。交差点の手前で停車しているとき、無呼吸症候群に襲われて意識を失い、自車が勝手に発進・進行したのかもしれません。そうであれば、意識喪失時の行為に責任を問うことはできませんから無罪とされます。

最近の自動車にはE D R（イベントデータレコーダー）が装備されており、アクセルやブレーキ操作、速度や進行方向等のデータが逐次記録されています。A先生の自動車のE D Rを解析すると、アクセルが踏まれて速度が上がってゆく様子、衝突時にブレーキが踏まれた様子が記録されていました。意識を失っていたなら、こういう記録が残るでしょうか。現場にいた目撃者は車内のA先生が目を開いて前を見て運転していたと言います。そうなら…？



警察は、A先生の意識は正常だった、信号無視があったと判断しました。これを受け、免許取り消し処分のための呼び出し状が来ました。

事件は検察庁に移ります。

A先生は一貫して憶えがないと主張しています。E D Rの記録は、無呼吸症候群で意識を失い、ブレーキペダルに隣接する一段低いアクセルペダルに足がズリ落ちたため、アクセルが踏まれた記録になったと考えられ、衝突時に意識が戻って急ブレーキを踏んだと考えれば矛盾はありません。では目撃情報はどうか。現場で様々に実験してみると、少し離れた所からは車内の運転手の顔の様子を読み取ることができません。目撃情報は信用できないのです。

担当検察官は慎重に捜査を進め、遂に今年11月、不起訴処分とし、その理由は嫌疑不十分というものでした。これは裁判でいう無罪に相当します。

被害者は意識不明の重体でしたが、療養を経て徐々に意識を回復しました。事故時はシートベルトをせず、サンドウィッチを口にしていたようです。衝突で車外に放り出されたとき、A先生が被害者の口に詰まったサンドウィッチを掻き出して窒息を防いでくれた、それで命を取り留めることができた、A先生の処罰を望まないと検察官に語ったようです。

A先生は決して信号無視をするような人ではないと信じる方々の熱烈な署名が二千数百筆に及びました。これほどにA先生は敬愛され尊敬されていました。

言い分をとりあげない警察のやり方に屈せず、あきらめずに真実を貫き通した結果でした。弁護士として関与させていただき、いい結果を得られたのは嬉しいことでした。

（担当 小島、石塚、廣田）

最近の相談と事件から 2

【忘恩の虐待】老後の面倒を看てくれると言う同居の子に対して夫から相続した家産を贈与しました。ところが子は態度を変え私を虐待するようになり、今は別の子の嫁ぎ先に身を寄せています。なにかできないものでしょうか。

⇒贈与を受けた者が著しい忘恩の仕打ちをするようになったとき、その贈与を取り消すことができる場合があります。

【失踪宣告】姉が死亡して妹である私が唯一の相続人だと思っていました。しかし、なぜか私が生まれてすぐに亡くなった父が生きているという戸籍が残っていて、相続手続きができません。当時の病院の記録、お寺の記録はなく、父死亡時の様子は私に分からず、これを証言してくれそうな人は全て亡くなっています。そのため死亡届も受け付けてもらえません。どうすればいいでしょう。

⇒希にそういうことがあります。家庭裁判所に申し立てて失踪宣告の審判をもらいます。父上が行方不明すなわち死亡したと思われるときから7年間経た時に死亡したものとみなされます。審判書を添付して父上の死亡届を出せば、相続できるようになりますよ。

【老々被害】同じ施設に入っている方が私の心配事を解決するために骨を折ってやったからお礼を出せと言うので、お金を渡しました。その後も私につきまとしてあれこれ言ってきます。お金の余裕はありません。

⇒調べてみたら、その方が骨を折った事実はありませんでした。そのときのやりとりやお金を渡したことが立証できそうなら返すよう求めますが今回は難しそうです。今後のため、つきまとわないよう弁護士から申し入れましょう。それで治まらないなら、その方を施設から退去させるよう施設に申し入れましょう。最近「老々詐欺」が増えています。注意して下さい。

『ガーデンカフェやっちゃんち』で茶話会 & 法律相談会を行っています！

ガーデンカフェやっちゃんち(昭和区八事本町 31-4)では、
月1回(第3火曜日午前10時～12時)茶話会と無料法律相談会を行っています。
コーヒーなどを飲みながら(飲み物代300円) ご相談いただけます。

次回1月21日(火)のテーマは「基本的人権って何？」です。
お気軽にお越しください。



『参加者の声』: Fさんより

私が初めて参加したのは、2019年2月の肌寒い日でした。3年前に母が亡くなり、相続の話がなかなか進まず「調停」となり、どう対応すれば良いかわからず、やっちゃんちの茶話会で心構えと進め方を相談させていただきました。

弁護士に相談するのは私にとって敷居の高いことでしたが、「やっちゃんちの茶話会」に何度か参加するうちに不安も和らぎその時その時の話に弁護士さんからアドバイスをいただいたお陰で2019年11月に「調停成立」をご報告できました。茶話会に参加していて本当に助かりました。

皆さんも是非参加してください。最近は憲法の勉強も楽しく茶話会でしています。

＜法律講座 10月16日開催＞

昼の部：高齢者が安心して暮らすための法律知識「相続・後見制度・消費者トラブル・詐欺…」

夜の部：もしも交通事故の当事者になったら…「知っておきたい自動車保険と弁護士役割」

昼の部は皆さんの関心のある内容でもあり、出席者からは「参加してよかった」「とても役に立つ内容だった」「有意義な内容だった」との感想がありました。夜の部では保険代理店さんと弁護士と一緒に講義をし、出席者から「交通事故に対する基本がわかった」との感想をいただきました。今後もこのような企画を続けていこうと思います。



＜学習会 11月22日開催＞「認知症にならないためには ～動かそう頭と体～」



名古屋市高齢者就業支援センターにおいて、千秋病院外来師長・認知症看護認知認定看護師の伊藤裕子さんを講師にお迎えし学習会を開催しました。法律倶楽部会員さん、地域の皆さんなど、40名の方に参加していただきました。

認知症予防には日常生活の中で「頭と身体を同時に動かすことが大切」、「食べ物、ごまやナッツ・納豆などに予防効果がある」などのお話に、運動やゲームを実践しながらの楽しい学習会でした。

皆さんからは、ぜひ続編をやってほしいとのご意見をいただきました。今後企画していく予定です。

＜名古屋市科学館プラネタリウム観覧 12月14日開催＞

台風のため2か月延期しましたが、33名の参加がありました。(親子三代参加有)。倶楽部会員の浦一彦さんに館内で人気の展示品を案内していただき、参加者からは熱心に質問もありました。



会員リンク

NPO法人地域資源ネットワークあいち 田中 亨

こんにちは。

私どもは、「自然エネルギーを活用して仕事をつくり、環境型社会づくりに貢献し、維持可能な社会へ」の合言葉で、省エネルギー推進や自然エネルギーを普及するまちづくり事業の企画、提案などを行っています。また傘下に「おひさま自然エネルギー(株)」を結成し、市民ファンドで資金を調達し、太陽光発電の復旧に取り組んでいます。ファンド募集代行として約16億円を集め1.6メガの太陽光発電施設を運営しています。今後は水力やバイオマス発電にも取り組みたいと考えています。

このたびNPO法人設立5周年を記念し、小泉純一郎元首相を講師に迎え、脱原発、自然エネルギーの普及・啓発活動として、特別講演会を4月2日に開催します。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

つま法律倶楽部会員の皆さんの多数のご参加をお待ちしております。



小泉純一郎元首相 講演会

「日本の歩むべき道」

2020年4月2日(木)

日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール
14:00 開場 14:30 開演 (16:00 終了予定) (金山・旧市民会館)

入場料 前売り 900円 当日券 1,000円
(大学生以下・障がい者 前売り300円 当日券500円)

No. 1

上記NPOは地域経済のため、中小企業家たちを中心として活動する団体です。私(小島)も理事に名を連ねています。

エネルギー問題は地域の生活や経済を支える基盤であり、エネルギーの地産地消が必要な時代です。これに対し原発は人類英知の結果でしたが、同時に人智の愚かさをも教えました。

小泉(元)首相は原発推進の立場から脱原発の立場に転じた方です。その理由と反省を含め「原発のことを知らない人、あまり考えたことのない人たちにこそ、ぜひ私の話を聞いてもらいたいんだ」とメッセージが来ています。

名古屋での小泉氏の講演は今回が初めてです。中日新聞社との共催です。

興味深い話になるはず。名を知らない世代も、知っている世代も多数ご参加下さい。

※前売りチケットは鶴舞総合法律事務所でも取り扱っています。

『法律倶楽部世話人新年会のご案内』

＊日時：1月14日(火)18時30分～20時30分

＊場所：はるおん家

(鶴舞総合法律事務所ビル地下1階)

＊会費 3,000円

★新年会はどなたでも参加いただけます。

1月10日までに事務所へお申し込み下さい。



春の旅行企画!!



2020年5月23日(土)～25日(月) 2泊3日

『夢の室堂(雪の大回廊)と憧れの黒部トロッコ列車』

※詳しくは、同封のチラシをご覧ください



予告

つるま法律倶楽部

設立30周年ランチパーティ

＊日時：4月12日(日)または4月18日(土)

12時～14時

＊場所：クアドリフォリオ

(地下鉄矢場町駅徒歩3分)

久屋大通庭園フラリエ2階 旧ランの館

＊会費：2,500円

★会場予約の都合上、日時は3か月前に確定予定です。法律倶楽部会員さんへは1月末頃に葉書でご案内いたします。



保険ミニ知識

～弁護士費用特約「日常生活・自動車事故型」～

みらい保険事務所 仲野丘人

自動車保険の弁護士費用特約に「日常生活・自動車事故型」が新設されました。(選択型)
大きく二つの事案について、保険金の支払い枠が増えました。

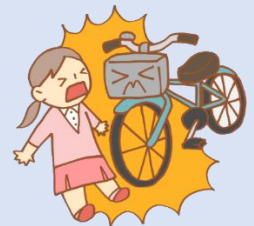
■被害者事故弁護士費用保険金

自動車事故以外の日常生活における**被害事故**に於いても、相手の方に法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用や、法律相談料、書類作成費用などを保険金として支払う。

■刑事弁護士費用保険金

自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人にけがをさせた場合に、**刑事事件**(相手の方が死亡または、被保険者が逮捕もしくは起訴された場合)の対応を行うための弁護士費用や法律相談費用などを保険金として支払う。

★日常生活における事故で偶然な事故(自転車の事故など)で、ご自身が加害者の場合の賠償に関しては個人賠償責任保険で補償できますが、被害者の場合に対応する保険がありませんでした。
また、自動車事故型(従来の弁護士費用特約)は、民事事件が対象ですが、「日常生活・自動車事故型」では、刑事事件にも適用されるようになりました。



【お問合せ先】みらい保険事務所

名古屋市昭和区御器所通3-18エスティプラザ御器所4D

TEL (052) 842-4144 ・FAX (052) 848-6303

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ

～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後6時

第2土曜日（午前10時～12時）、第4土曜日（午後1時～3時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）をお願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

★つるま法律倶楽部では様々な会を開催しています。会員でない方も参加大歓迎！★

低山歩こう会

＜今年度の予定＞

第1回：4月26日(日)

第2回：9月未定

第3回：11月未定



11/24 霊仙山

参加される方は事務所までご連絡ください。

《参加費》1回 5,000 円/人

支え合う会♪ぴーぷる♪

次回の茶話会は

2月8日（土）10時～12時

テーマ「墓じまい」

法律事務所会議室にて

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度（2019.6～2020.5）年会費が未納入の方には郵便局振込用紙を同封させていただきます。既にお支払いいただいている会員さんには同封していません。ご確認を宜しくお願いいたします。尚、住所変更、退会等はお連絡をお願いいたします。

——【編集後記】——

前回のたより（2019.8月号）に同封したハガキ『アンケート～あなたの声をお聞かせください～』に沢山の回答をいただき、ありがとうございました。みなさまの声を集計させていただきました。

①.あなたの悩み事、または興味、関心のあるテーマは何ですか。

相続、老後の生活への丸印が多くみられました。誰もが避けて通れない事柄でしょうか。

また平和・憲法へのみなさんの関心が高いという結果でした。

（他：健康への不安、お墓について、空き家問題、日本の将来（日本の独立）、地球生物の存続 など）

②倶楽部行事等で企画して欲しいこと、その他何でも

- ・日帰りウォーキングやお寺巡り
- ・月1回程度で何でも話し、聞き、相談しあう出入自由な集まり
- ・自分が持っている資格や知識で機会があればみなさんと交流したい。など

その他、倶楽部の活動に対しての応援のお言葉もいただきました。

お寄せいただいたみなさまの声をこれからの企画に生かしていきたいと思えます。

アンケートの返信はいつでも構いません。お手元にアンケートハガキをお持ちでしたら、どうぞ声をお聞かせください 事務局

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目 18 番地

エスティプラザ御器所 4F

TEL (052) 852-1220/FAX (052) 852-1227

新年の業務は

1月6日

（月曜日）

からです。

